

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改正案	現行
（四半期連結決算日） 第三条 四半期連結財務諸表提出会社は、当該会社の四半期会計期間の末日を四半期連結決算日と定め、当該日を基準として四半期連結財務諸表を作成するものとする。 （四半期連結財務諸表作成の一般原則） 第四条 法の規定により提出される四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。 一 二 （略） 四 四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表及び直前の四半期連結会計期間又は当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を作成するために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当四半期連結会計期間において継続して適用されていること。 （連結の範囲）	（四半期連結決算日） 第三条 四半期連結財務諸表提出会社は、当該会社の四半期連結会計期間の末日を四半期連結決算日と定め、当該日を基準として四半期連結財務諸表を作成するものとする。 （四半期連結財務諸表作成の一般原則） 第四条 法の規定により提出される四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。 一 二 （略） 四 四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表及び直前の四半期連結会計期間又は当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を作成するために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当四半期連結会計期間において継続して適用されていること。 （連結の範囲）

第五条 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高(役務収益を含む。以下同じ。)等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 (略)

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する記載)

第十条 連結の範囲に関する事項その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(連結財務諸表の作成に当たって適用されるものに準じて適用されているものをいう。)を変更した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならぬ。

一 連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項について、変更を行った場合 その旨及び変更の理由

二(四) (略)

2 当四半期連結会計期間(当連結会計年度の第二・四半期(連結会計年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下この項において同じ。))以降の四半期連結会計期間に限る。)において自発的

第五条 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3 (略)

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に関する記載)

第十条 連結の範囲に関する事項その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(連結財務諸表の作成に当たって適用されるものに準じて適用されているものをいう。)を変更した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならぬ。

一 連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する事項について、変更を行った場合 その旨及び変更の理由

二(四) (略)

2 当四半期連結会計期間(当連結会計年度の第二・四半期(当連結会計年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下この項において同じ。))以降の四半期連結会計期間に限る。)において自発的

に会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、前項第二号に定める事項の記載に加え、第二・四半期以降に変更した理由及び当該変更が直前の四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に与えている影響額を記載しなければならない。

3～5 (略)

(簡便な会計処理に関する記載)

第十一条 四半期連結財務諸表作成のために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、簡便な会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、記載を省略することができる。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する記載)

第十二条 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、記載を省略することができる。

(追加情報の注記)

第十四条 この規則において特に定める注記のほか、四半期連結財務

的に会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、前項第二号に定める事項の記載に加え、第二・四半期以降に変更した理由及び当該変更が直前の四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に与えている影響額を記載しなければならない。

3～5 (略)

(簡便な会計処理に関する記載)

第十一条 四半期連結財務諸表作成のために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、簡便な会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する記載)

第十二条 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を前条の規定による記載の次に記載しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(追加情報の注記)

第十四条 この規則において特に定める注記のほか、四半期連結財務

諸表提出会社の利害関係人が、四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度に関する企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(セグメント情報の注記)

第十五条 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額（以下「事業の種類別セグメント情報」という。）を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額のすべてが少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

2・3 (略)

(有価証券に関する注記)

第十六条 有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額

諸表提出会社の利害関係人が、当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度に関する企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

(セグメント情報の注記)

第十五条 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する売上高（役務収益を含む。以下同じ。）及び営業利益金額又は営業損失金額（以下「事業の種類別セグメント情報」という。）を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。ただし、当該区分に属する売上高及び営業利益金額又は営業損失金額のすべてが少額であるものについては、他の区分と一括して、適当な名称を付して記載することができる。

2・3 (略)

(有価証券に関する注記)

第十六条 有価証券については、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算

を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

一・二 (略)

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第二十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、個々の企業結合に重要性は乏しいが、企業結合が行われた四半期連結会計期間の企業結合全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

3・4 (略)

(共同支配企業の形成の注記)

第二十三条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の共同支配企業の形成に重要性は乏しいが、企業結合が行われた四半期連結会計期間の共同支配企業の形成全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

(事業分離の注記)

第二十四条 (略)

2 (略)

額を記載することができる。

一・二 (略)

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第二十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、個々の企業結合に重要性は乏しいが、企業結合が行われた四半期連結会計期間の企業結合全体に重要性がある場合には、前項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項を当該企業結合全体で注記しなければならない。

3・4 (略)

(共同支配企業の形成の注記)

第二十三条 (略)

(新設)

(事業分離の注記)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、当該事業分離の影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の事業分離においては重要性が乏しいが、事業分離が全体で重要性がある場合には、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離全体で注記しなければならない。

(子会社の企業結合の注記)

第二十六条 連結財務諸表規則第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について準用する。この場合において、同条第一項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「四半期連結財務諸表提出会社」と、「連結会計年度」とあるのは「四半期連結会計期間」と、同項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「四半期連結損益計算書」と、同条第三項中「連結会計年度」とあるのは「四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第四十条 (略)

2 (略)

3 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額を超えることにより生じる差額は、のれんを含めて表示する。

4 (略)

3 同項の規定にかかわらず、当該事業分離の影響額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、個々の事業分離においては重要性が乏しいが、事業分離が全体で重要性がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離全体で注記しなければならない。

(子会社の企業結合の注記)

第二十六条 連結財務諸表規則第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について準用する。この場合において、同条第一項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「四半期連結財務諸表提出会社」と、「連結会計年度」とあるのは「四半期連結会計期間」と、同項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「四半期連結損益計算書」と、同条第三項中「連結会計年度」とあるのは「四半期連結会計年度」と読み替えるものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第四十条 (略)

2 (略)

3 四半期連結財務諸表提出会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の額を超えることにより生じる差額は、のれんを含めて表示する。

4 (略)

(収益及び費用の分類)

第六十五条 収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一 売上高

二〇七 (略)

(営業外収益の表示方法)

第七十一条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息を含む。)、受取配当金、有価証券売却益、負ののれんの償却額、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の二十以下のもの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(営業外費用の表示方法)

第七十二条 営業外費用に属する費用は、支払利息(社債利息を含む。)、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の二十以下のもの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目

(収益及び費用の分類)

第六十五条 収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一 売上高(役務収益を含む。以下同じ。)

二〇七 (略)

(営業外収益の表示方法)

第七十一条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息を含む。)、受取配当金、有価証券売却益、負ののれんの償却額、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の二十以下のもの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す科目をもって掲記することができる。

(営業外費用の表示方法)

第七十二条 営業外費用に属する費用は、支払利息(社債利息を含む。)、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の二十以下のもの一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す科目をもって掲記

をもって掲記することができる。

(特別利益の表示方法)

第七十四条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(四半期純利益又は四半期純損失)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(一株当たり四半期純損益金額等の注記)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 当四半期連結会計期間において株式併合又は株式分割が行われた

することができる。

(特別利益の表示方法)

第七十四条 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す科目をもって掲記することができる。

(四半期純利益又は四半期純損失)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、第一項第一号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(一株当たり四半期純損益金額等の注記)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 当四半期連結会計期間における四半期連結累計期間において株式

場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前連結会計年度において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前連結会計年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・二 (略)

4 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第八十六条 連結財務諸表規則第八十四条から第八十九条までの規定は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、連結財務諸表規則第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額」と、同号イ及びハ中「連結損益計算書」とあるのは「四半期連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第九十一条 当四半期連結会計期間における四半期連結累計期間において行われた配当については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 (略)

併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前連結会計年度において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前連結会計年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・二 (略)

4 (略)

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第八十六条 連結財務諸表規則第八十四条から第八十九条までの規定は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において連結財務諸表規則第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失」と、同号イ及びハ中「連結損益計算書」とあるのは「四半期連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第九十一条 当四半期連結会計期間における四半期連結累計期間において行われた配当については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 (略)

二 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日並びに配当の原資

三 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるものについては、前二号に定める事項に準ずる事項

附 則

第一条～第三条 (略)

(米国式四半期連結財務諸表の提出に係る経過措置)

第四条 平成十四年四月一日以後最初に開始する連結会計年度に係る米国式連結財務諸表を法の規定により提出している四半期連結財務諸表提出会社(第九十三条の規定の適用を受けるものを除く。)の提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

2 連結財務諸表規則第九十四条から第九十六条までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、連結財務諸表規則第九十五条及び第九十六条中「連結財務諸表」とあるのは、「四半期連結財

二 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日及び配当の原資

三 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるものについては、前二号に準ずる事項

附 則

第一条～第三条 (略)

(新設)

務諸表」と読み替えるものとする。

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改 正 案		現 行
様式第二号	様式第二号	
【所在地別セグメント情報】		【所在地別セグメント情報】
(記載上の注意)		(記載上の注意)
(略)		(略)
1. ・ 2. (略)		1. ・ 2. (略)
3. 国又は <u>地域別</u> の区分（以下この様式において「セグメント」という。）ごとに、売上総利益又は売上総損失その他の損益情報を併せて記載することができる。		3. 国又は <u>地域</u> の区分（以下この様式において「セグメント」という。）ごとに、売上総利益又は売上総損失その他の損益情報を併せて記載することができる。
4. ～11. (略)		4. ～11. (略)

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

様式第四号				様式第四号			
【四半期連結貸借対照表】				【四半期連結貸借対照表】			
(単位：円)							
当第 四半期		前連結会計年度末に係る		当第 四半期連結会計		前連結会計年度末に係る	
連結会計期間末		要約連結貸借対照表		期間末		要約連結貸借対照表	
(平成 年 月 日)		(平成 年 月 日)		(平成 年 月 日)		(平成 年 月 日)	
				区 分	注記 番号	金 額 (円)	構成比 (%)
資産の部				I (資産の部)			
流動資産				I 流動資産			
現金及び預金				現金及び預金			
受取手形及び売掛金 (組額)				受取手形及び売掛金			
有価証券				有価証券			
商品				商品			
製品				製品			
半製品				半製品			
原材料				原材料			
仕掛品				仕掛品			
その他				その他			
流動資産合計				流動資産合計			
固定資産				II 固定資産			
有形固定資産				有形固定資産			
無形固定資産				無形固定資産			
のれん				のれん			
その他				その他			
無形固定資産合計				無形固定資産合計			
投資その他の資産				投資その他の資産			
固定資産合計				固定資産合計			
繰延資産				III 繰延資産			
資産合計				資産合計			
負債の部				I (負債の部)			
流動負債				I 流動負債			
支払手形及び買掛金				支払手形及び買掛金			
短期借入金				短期借入金			
未払法人税等				未払法人税等			
引当金				引当金			
その他				その他			
流動負債合計				流動負債合計			
固定負債				II 固定負債			
社債				社債			
長期借入金				長期借入金			
引当金				引当金			
負債のれん				負債のれん			

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改 正 案			現 行					
様式第五号			様式第五号					
【四半期連結損益計算書】			【四半期連結損益計算書】					
【第 四半期連結累計期間】			【第 四半期連結累計期間】					
			(単位：円)					
			前第 四半期連結累計期間		当第 四半期連結累計期間			
			(自 平成 年 月 日		(自 平成 年 月 日			
			至 平成 年 月 日)		至 平成 年 月 日)			
売上高	×××	×××						
売上原価	×××	×××						
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××						
販売費及び一般管理費								
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
販売費及び一般管理費合計	×××	×××						
営業利益 (又は営業損失)	×××	×××						
営業外収益								
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
営業外収益合計	×××	×××						
営業外費用								
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
営業外費用合計	×××	×××						
経常利益 (又は経常損失)	×××	×××						
特別利益								
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
特別利益合計	×××	×××						
特別損失								
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
特別損失合計	×××	×××						
税金等調整前四半期純利益 (又は税金等調整前四半期純損失)	×××	×××						
法人税、住民税及び事業税	×××	×××						
法人税等調整額	×××	×××						
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××						
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××						
四半期純利益 (又は四半期純損失)	×××	×××						

様式第五号			様式第五号					
【四半期連結損益計算書】			【四半期連結損益計算書】					
【第 四半期連結累計期間】			【第 四半期連結累計期間】					
			(単位：円)					
			前第 四半期連結累計期間		当第 四半期連結累計期間			
			(自 平成 年 月 日		(自 平成 年 月 日			
			至 平成 年 月 日)		至 平成 年 月 日)			
Ⅰ 売上高		×××						
Ⅱ 売上原価		×××						
売上総利益 (又は売上総損失)		×××						
Ⅲ 販売費及び一般管理費		×××						
.....		×××						
.....		×××						
.....		×××						
販売費及び一般管理費合計		×××						
営業利益 (又は営業損失)		×××						
Ⅳ 営業外収益		×××						
.....		×××						
.....		×××						
営業外収益合計		×××						
Ⅴ 営業外費用		×××						
.....		×××						
.....		×××						
営業外費用合計		×××						
経常利益 (又は経常損失)		×××						
Ⅵ 特別利益		×××						
.....		×××						
.....		×××						
特別利益合計		×××						
Ⅶ 特別損失		×××						
.....		×××						
.....		×××						
特別損失合計		×××						
税金等調整前四半期純利益 (又は税金等調整前四半期純損失)		×××						
法人税、住民税及び事業税		×××						
法人税等調整額		×××						
少数株主利益 (又は少数株主損失)		×××						
少数株主利益 (又は少数株主損失)		×××						
四半期純利益 (又は四半期純損失)		×××						

(記載上の注意) 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。	(記載上の注意) 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。
--	--

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改 正 案			現 行					
様式第六号			様式第六号					
【四半期連結損益計算書】			【四半期連結損益計算書】					
【第 四半期連結会計期間】			【第 四半期連結会計期間】					
			(単位：円)					
			前第 四半期連結会計期間		当第 四半期連結会計期間			
			(自 平成 年 月 日		(自 平成 年 月 日			
			至 平成 年 月 日)		至 平成 年 月 日)			
売上高	×××	×××						
売上原価	×××	×××						
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××						
販売費及び一般管理費								
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
販売費及び一般管理費合計	×××	×××						
営業利益 (又は営業損失)	×××	×××						
営業外収益								
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
営業外収益合計	×××	×××						
営業外費用								
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
営業外費用合計	×××	×××						
経常利益 (又は経常損失)	×××	×××						
特別利益	×××	×××						
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
特別利益合計	×××	×××						
特別損失	×××	×××						
.....	×××	×××						
.....	×××	×××						
特別損失合計	×××	×××						
税金等調整前四半期純利益 (又は税金等調整前四半期純損失)	×××	×××						
法人税、住民税及び事業税	×××	×××						
法人税等調整額	×××	×××						
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××						
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××						
四半期純利益 (又は四半期純損失)	×××	×××						

様式第六号			様式第六号					
【四半期連結損益計算書】			【四半期連結損益計算書】					
【第 四半期連結会計期間】			【第 四半期連結会計期間】					
			(単位：円)					
			前第 四半期連結会計期間		当第 四半期連結会計期間			
			(自 平成 年 月 日		(自 平成 年 月 日			
			至 平成 年 月 日)		至 平成 年 月 日)			
I 売上高		×××						
II 売上原価		×××						
売上総利益 (又は売上総損失)		×××						
III 販売費及び一般管理費		×××						
.....		×××						
.....		×××						
販売費及び一般管理費合計		×××						
営業利益 (又は営業損失)		×××						
IV 営業外収益		×××						
.....		×××						
.....		×××						
営業外収益合計		×××						
V 営業外費用		×××						
.....		×××						
.....		×××						
営業外費用合計		×××						
経常利益 (又は経常損失)		×××						
VI 特別利益		×××						
.....		×××						
.....		×××						
特別利益合計		×××						
VII 特別損失		×××						
.....		×××						
.....		×××						
特別損失合計		×××						
税金等調整前四半期純利益 (又は税金等調整前四半期純損失)		×××						
法人税、住民税及び事業税		×××						
法人税等調整額		×××						
少数株主利益 (又は少数株主損失)		×××						
少数株主利益 (又は少数株主損失)		×××						
四半期純利益 (又は四半期純損失)		×××						

(記載上の注意) <u>連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。</u>	(記載上の注意) <u>連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。</u>
--	--

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改正案

現行

様式第七号				様式第七号			
【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】				【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】			
		(単位：円)					
		前第 四半期連結累計期間	当第 四半期連結累計期間			前第 四半期連結累計期間	当第 四半期連結累計期間
		(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日			自 平成 年 月 日	自 平成 年 月 日
		至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)			至 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日
営業活動によるキャッシュ・フロー				Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー			
営業収入	×××		×××	営業収入		×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××		△×××	原材料又は商品の仕入れによる支出		－×××	－×××
人件費の支出	△×××		△×××	人件費の支出		－×××	－×××
その他の営業支出	△×××		△×××	その他の営業支出		－×××	－×××
小計	×××		×××	小計		×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××		×××	利息及び配当金の受取額		×××	×××
利息の支払額	△×××		△×××	利息の支払額		－×××	－×××
損害賠償金の支払額	△×××		△×××	損害賠償金の支払額		－×××	－×××
.....	×××		×××			×××	×××
法人税等の支払額	△×××		△×××	法人税等の支払額		－×××	－×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××		×××	営業活動によるキャッシュ・フロー		×××	×××
Ⅱ				Ⅱ			
投資活動によるキャッシュ・フロー				投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△×××		△×××	有価証券の取得による支出		－×××	－×××
有価証券の売却による収入	×××		×××	有価証券の売却による収入		×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××		△×××	有形固定資産の取得による支出		－×××	－×××
有形固定資産の売却による収入	×××		×××	有形固定資産の売却による収入		×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××		△×××	投資有価証券の取得による支出		－×××	－×××
投資有価証券の売却による収入	×××		×××	投資有価証券の売却による収入		×××	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△×××		△×××	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		－×××	－×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××		×××	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入		×××	×××
貸付けによる支出	△×××		△×××	貸付けによる支出		－×××	－×××
貸付金の回収による収入	×××		×××	貸付金の回収による収入		×××	×××
.....	×××		×××			×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××		×××	投資活動によるキャッシュ・フロー		×××	×××
Ⅲ				Ⅲ			
財務活動によるキャッシュ・フロー				財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入	×××		×××	短期借入れによる収入		×××	×××
短期借入れの返済による支出	△×××		△×××	短期借入れの返済による支出		－×××	－×××
長期借入れによる収入	×××		×××	長期借入れによる収入		×××	×××
長期借入れの返済による支出	△×××		△×××	長期借入れの返済による支出		－×××	－×××
社債の発行による収入	×××		×××	社債の発行による収入		×××	×××
社債の償還による支出	△×××		△×××	社債の償還による支出		－×××	－×××

社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 少数株主への配当金の支払額 財務活動によるキャッシュ・フロー 二 現金及び現金同等物に係る換算差額 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） 現金及び現金同等物の期首残高 現金及び現金同等物の四半期末残高	××× △××× ××× △××× △××× △××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ××× ×××
---	---

株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 少数株主への配当金の支払額 財務活動によるキャッシュ・フロー	××× -××× -××× -××× ××× ×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××
現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××

(記載上の注意)

1. 四半期連結累計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

2. 「配当金の支払額」には、四半期連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。

3. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。

4. 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。

5. 「小計」の記載は省略することができる。

6. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改 正 案			現 行		
様式第八号			様式第八号		
【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】			【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】		
(単位 円)					
前第 四半期連結累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		当第 四半期連結累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前第 四半期連結累計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		当第 四半期連結累計期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
営業活動によるキャッシュ・フロー			Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）			税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）		
△×××		×××	△×××		×××
減価償却費		×××	減価償却費		×××
減損損失		×××	減損損失		×××
のれん償却額		×××	のれん償却額		×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）		×××	貸倒引当金の増加額		×××
受取利息及び受取配当金		△×××	受取利息及び受取配当金		×××
支払利息		×××	支払利息		×××
為替差損益（△は益）		×××	為替差損		×××
持分法による投資利益（△は益）		×××	持分法による投資利益		×××
有形固定資産売却損益（△は益）		×××	有形固定資産売却益		×××
損害賠償損失		×××	損害賠償損失		×××
売上債権の増減額（△は増加）		×××	売上債権の増加額		×××
たな卸資産の増減額（△は増加）		×××	たな卸資産の減少額		×××
仕入債務の増減額（△は減少）		×××	仕入債務の減少額		×××
.....		×××			×××
小 計		×××	小 計		×××
利息及び配当金の受取額		×××	利息及び配当金の受取額		×××
利息の支払額		△×××	利息の支払額		×××
損害賠償金の支払額		△×××	損害賠償金の支払額		×××
.....		×××			×××
法人税等の支払額		△×××	法人税等の支払額		×××
営業活動によるキャッシュ・フロー		×××	営業活動によるキャッシュ・フロー		×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		×××	Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		×××
有価証券の取得による支出		△×××	有価証券の取得による支出		×××
有価証券の売却による収入		×××	有価証券の売却による収入		×××
有形固定資産の取得による支出		△×××	有形固定資産の取得による支出		×××
有形固定資産の売却による収入		×××	有形固定資産の売却による収入		×××
投資有価証券の取得による支出		△×××	投資有価証券の取得による支出		×××
投資有価証券の売却による収入		×××	投資有価証券の売却による収入		×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		△×××	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入		×××	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入		×××
貸付金の回収による収入		△×××	貸付金の回収による収入		×××

.....	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
短期借入れによる収入	×××	×××
長期借入れによる収入	△×××	△×××
長期借入れによる返済	×××	×××
長期借入れによる返済	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
少数株主への配当金の支払額	×××	×××
.....		
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

- 四半期連結累計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
- 「配当金の支払額」には、四半期連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。
- 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
- 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。
- 「小計」の記載は省略することができる。
- 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

の売却による収入	－×××	－×××
貸付けによる支出	×××	×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
.....		

投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
長期借入れによる返済	－×××	－×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入れによる返済	－×××	－×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	－×××	－×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	－×××	－×××
配当金の支払額	－×××	－×××
少数株主への配当金の支払額	×××	×××
.....		
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××

現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増加額（△は減少額）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

- 四半期連結累計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
- 「配当金の支払額」には、四半期連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。
- 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
- 主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。
- 「小計」の記載は省略することができる。
- 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。